

代議員制度に関するQ & A

【注】以下、現時点での構想（一案）であり、最終決定したものではありません。

Q 1.	他県で代議員制度を導入している社会福祉士会はありますか？
	●(公社)神奈川県社会福祉士会と(一社)千葉県社会福祉士会が導入しています。
Q 2.	代議員制度を導入する最も切実な理由は何ですか？
	<ul style="list-style-type: none"> ●会員数が数千人規模の法人では社員総会に際し、社員全員が一堂に会して議論、議決をすることが物理的にも、技術的にも事実上困難なためです。 ●社員総会は、会員（社員）の過半数が出席することで開催されますが、決議内容（例えば定款改正等）によっては総社員の3分の2以上の賛成多数をもって決議を行う必要があります。書面表決による議決権行使をお願いするとしても、数千人規模の法人では書面を集めるだけでも多大な労力と費用が不可避で、現実的に困難なためです。
Q 3.	代議員制度を導入するには定款の改正が必要ですか？
	<ul style="list-style-type: none"> ●はい。代議員制度を採用するときは、定款にその骨子を定めなければならないので、定款改正が必要になります。 ●定款に記載すべき内容は、内閣府が用意したモデル定款の記載内容に従って記載する必要がありますので、極力それにならって作成します。 ●現定款の改正になるので、現定款の定めに従い、臨時社員総会を開催し正会員の3分の2以上の賛成多数の決議が必要です。その際は、また皆さまのご協力をお願いします。
Q 4.	代議員制を採用する場合に定款に定めるべき要件は何ですか？
	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の5要件を満たさなければならないとされています。(公益認定等ガイドライン) (1). 代議員を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）が定められていること (2). 各会員について、代議員を選出するための代議員選挙で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること (3). 代議員選挙が理事及び理事会から独立して行われていること (4). 選出された代議員が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該代議員の任期が終了しないこととしていること (5). 会員に代議員と同等の情報開示請求権等を付与すること ●これらの要件に関しては、モデル定款の記載内容をそのまま記載します。
Q 5.	代議員制度を導入して大きく変わる点は？
	<ul style="list-style-type: none"> ●これまでの社員総会は正会員全員が一つ議決権を有していますが、代議員制度が導入されると、会員数に応じた一定割合で代議員数を定め、代議員選挙で選ばれた代議員だけが議決権をもって総会（代議員総会）に出席する形になります。 ●よって総会は、「社員総会」から「代議員総会」に変わります。 ●代議員の議決をもって総会（代議員総会）の総意とする仕組みになります。
Q 6.	代議員の人数は何人になりますか？ いまの構想は？
	<ul style="list-style-type: none"> ●神奈川県社会福祉士会では、概ね正会員50人当たり1人の割合で代議員を選出していますので、本会も同様に正会員50人当たり1人の割合で選出する考えです。 ●本会の会員総数が2,000人の場合は、計算上代議員数は40人になります。
Q 7.	代議員はどうやって選出するのですか？
	●代議員は、立候補した正会員の中から代議員選挙で当選した人が選出されます。
Q 8.	代議員の任期は何年ですか？
	<ul style="list-style-type: none"> ●これも神奈川県社会福祉士会にならい、1期2年間とし、連続して4期を超えない形（最長8年）にする考えです。 ●代議員選挙の当選者が代議員として選任され、最初に開催される定時代議員総会の終結の時から、2年後に開催される定時代議員総会の終結の時までが任期となります。

Q 9. 代議員選挙の選挙区についての構想（案）を教えてください

- 選挙区の構想については、いま一案として次のとおり区割りを考えています。
 - (1) 全県選挙区
 - (2) ブロック選挙区 …… 次の4選挙区
 - ①福岡ブロック選挙区 ②北九州ブロック選挙区 ③筑豊ブロック選挙区
 - ④筑後ブロック選挙区
- 会員は、全県選挙区と自分の選挙区の2つでそれぞれ投票できるよう考えています。
- 選挙区の定数については、(1) 全県選挙区と(2) ブロック選挙区、それぞれ代議員定数の半々とする構想です。
- ブロック毎の各定数については、正会員数の割合で比例配分して定める予定です。

Q 10. ブロックの区域を教えてください

- 「ブロックの活動及び運営に関する規程」で定めている区域は以下のとおりです。
 - ①福岡ブロック…福岡市、宗像市、古賀市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、糸島市、福津市、那珂川市、糟屋郡
 - ②北九州ブロック…北九州市、中間市、行橋市、豊前市、遠賀郡、京都郡、築上郡
 - ③筑豊ブロック…飯塚市、田川市、直方市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、田川郡、嘉穂郡
 - ④筑後ブロック…小郡市、久留米市、筑後市、八女市、大川市、柳川市、大牟田市、朝倉市、うきは市、みやま市、朝倉郡、三井郡、八女郡、三潴郡

Q 11. 全県選挙区はどういう選挙区ですか？

- ブロックの垣根を越えた、県内全域の大選挙区的な選挙区としています。
- ただし、この選挙区からの立候補条件は、本会の役員（理事または監事）経験者に限定する形で構想しています。
- 本会のリーダー的先駆者でもあり知名度もある方々です。過去の役員経験で得た経営感覚を今後代議員として活かしていただく期待度も高く、立候補を期待しています。
- 下記のブロック選挙区では、会員が自分の選挙区の立候補者にしか投票できないのに対して、広く垣根を越えた人選・投票が可能になるというメリットがあります。
- 役員経験者の名簿については、毎年6月に開催する定時社員総会の「議案資料集」の最終ページをご参照ください。なお、役員経験者は本会の創立時まで遡り、対象とします。（※正会員の役員経験者数は、現役員を除いておよそ90人です。）

Q 12. ブロック選挙区はどういう選挙区ですか？

- まず自宅住所のあるブロックを会員の選挙区とします。ただし自宅が県外の場合は、勤務先のあるブロックを選挙区とします。
- 現職の役員、及び役員経験者以外、誰でも立候補することができ、またブロック内で立候補者への投票ができる選挙区です。
- 役員経験者は、全県選挙区が対象なので、ブロック選挙区から立候補することはできません。

Q 13. 立候補者の情報はどのように開示されますか？

- 立候補者が選挙管理委員会へ提出した立候補届を基に、選挙管理委員会がホームページに情報を公開する予定です。詳細は今後詰めていきます。

Q 14. 投票はいつどのように行いますか？

- 各選挙区の立候補者数が定数を上回った場合にのみ投票を行いますが、定数と同数の場合は無投票当選とするので、投票はなくなります。
- 投票方法については、電子投票を基本形として考えています。ただし、電子投票ができないかたには、書面による郵送投票も可能にする予定です。

Q 15. 立候補者数が定数に満たなかった場合はどうしますか？

- 定数に満たなかった時にそなえ、会員から予め代議員としてふさわしいと思う人物を推挙できるようシステム化し、「代議員推挙届」を選管が受け付けます。
- 推挙する人は、被推挙人に予め必ず内諾を得た上で推挙届を選管に提出します。定数に満たなかった時、選管はこれを基に、被推挙人に立候補を打診することとします。
- 推挙できる候補者は、全県選挙区から1名、所属するブロック選挙区から1名の計2名とする考えです。

<p>Q 1 6 . 代議員を選出する年と役員を改選する年との関係は、どうなりますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●代議員制度導入の時期は重要で、役員改選と代議員改選は同じ年に同時に行うことはできません。そのためには、<u>役員改選はこれまで同様西暦の偶数年に、代議員改選は奇数年にする等交互に実施していく仕組みが絶対に必要です。</u> ●2026年度は役員改選の年ですから、2027年度から代議員制度が稼働できるように準備をしていきますので、タイトなスケジュールですが、ご協力をお願いいたします。
<p>Q 1 7 . 代議員が任期中に欠けたときはどうなりますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●任期中に代議員が他県への転居や退会（死亡含む）することもシステム上想定しておかなければならないため、予め「予備代議員」を決めておくようにします。 ●予備代議員は、同一選挙区の代議員選挙で次点となった方を1名決めておく予定で、代議員が欠けたときは、その予備代議員を繰上げ当選にする考えです。 ●繰上げ当選した代議員の任期は、前任者の残任期間となります。
<p>Q 1 8 . 結局、代議員と役員（理事・監事）の棲み分けはどうなりますか？</p>	<p>【立場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現職の役員は、代議員にはなれません。（立候補不可、代議員への投票も不可） ●現職の代議員は、役員にはなれません。（立候補不可） ●内閣府の「公益認定等ガイドライン」の規定に従い、代議員選挙は理事及び理事会から独立して行われなければなりません。 <p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●役員は、法人の経営者です。 代議員総会では、役員に議決権はありません。 ●代議員は、「一般法人法」上の社員です。年に1回定時代議員総会（6月）に出席していただきます。臨時代議員総会が開催された場合には、こちらもご出席いただきます。 代議員総会では、各選挙区からの代表者として議決権があります。 代議員総会では、役員経営や業務執行内容について意見を述べる事ができます。
<p>Q 1 9 . 代議員総会に一般の正会員は参加できませんか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●代議員以外の正会員も代議員総会に出席し傍聴することができます。議決権はありませんが、これまで同様質問や意見を述べることはできます。 ●予め傍聴席の定員を設けます。事前に参加の申込みをしていただき、定員の範囲内で先着順受付とします。

【注】本内容は、ふくおか社会福祉士通信 2025年10月号に掲載したものです。